

第 4 回葉山町障害者福祉計画策定委員会 議事録概要

1. 日 時 平成 29 年 11 月 29 日(水)13:00～15:00
2. 場 所 葉山町役場 3 階 協議会室 1
3. 出席者 在原理恵(委員長)、雨宮由美(副委員長)、杉野三千代、菊池一美、大櫛重光、萩原崇至、鈴木創、柿本啓子、青木英子、加藤智史、谷英明、今井昭子、中丸由美子
4. 議 題 ①障害者福祉計画の素案について
②次回以降の開催日について
5. 資 料
資料 1 第 3 回葉山町障害者福祉計画策定委員会議事録(要約) 案
資料 2 葉山町障害者福祉計画 素案

【開会のあいさつ】

事務局：これより第 4 回葉山町障害者福祉計画策定委員会を開催する。

出席委員が 13 人、欠席委員が 3 人と過半数の出席のため、規定により委員会は成立していることを報告する。本日、傍聴者はなく、パブリックコメント前最後の委員会となる。資料の確認、また、前回委員会の内容確認について、**資料 1**により説明し、議事録の確認を行い、公文書として承認をいただいた。

【議事】

(1) 障害者福祉計画の素案について

委員長：それでは議事に入る。まず(1)障害者福祉計画の素案について事務局より説明を願う。

事務局：**資料 2**より、素案について説明。第 1 編第 1 章 2. 障害者支援を取り巻くこれまでの流れについて、こちらには法改正の内容等記載しており、5 ページ 児童福祉法の改正について追記し、障害児福祉計画の策定根拠について記載した。9 ページ 第 2 章 1. 人口の状況について、人口の推計値は、前回計画では総合計画に合わせて出したが、今回は総合計画の改訂がないため、福祉課内で改定のある介護保険・高齢者福祉計画と合わせて推計値を出した。6. 葉山町自立支援協議会の役割について、35 ページに前回計画時点で葉山町自立支援協議会において洗い出された主な課題の表を掲載しているが、自立支援協議会運営委員会で話し合い、前回計画からの 3 年の間に加わった内容や、齟齬がある部分について、事務局で追記し、2 月の最終素案までに新たな表を作成できるようにすすめている。39 ページ 第 2 編第 1 章 1. 計画の基本的な方向には、町の障害者計画に関する基本理念を記載している。前回の委員会では、基本理念に地域共生社会の実現に向けた取り組みをどのように行っていくかを掲載するとしていたが、地域共生社会が言っていることは、基本理念そのものであり、同じことの繰り返しになってしまうためここでは触れず、どのように推進していくかについて、40 ページ 基本目標 1 に記載した。国指針では、地域共生社会の実現に向けた取り組みについて、地域住民が主体

的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりに取り組んでいく、となっており、基本目標1には障害理解の促進、交流の場の推進、地域住民との連携、という部分が書かれているため、こちらに地域共生社会の実現に向けて取り組んでいくという文章を追記した。50 ページ 第2編第2章基本目標1、1-2 ボランティア活動の活性化のうち2) ボランティア活動のコーディネートについては、社会福祉協議会の担当と調整し、文章を修正した。また、3) ボランティア活動団体との連携については、連携自体は行っているが、具体的な事業として行っているものがないため、この項目は全部削除した。ただ、2) ボランティア活動のコーディネートの内容を修正して、連携の部分についても盛り込んでいったほうがよいという話もあるため、次回パブリックコメント前に修正ができれば事務局で修正したい。59 ページ 基本目標2 2-3 移動支援充実のうち、4) 移動に係る経費の助成（タクシー券の交付、燃料費の助成）という事業の取り組みについて、使い勝手の改善の部分の具体的内容を記載したほうがよいというご意見をいただき「町内在住の家族による運転を対象とし」と追記した。84 ページ 基本目標6、6-3 放課後対策等の充実については、現状と課題を修正した。6-3 のうち(1) 児童・生徒の居場所づくりについては、学童クラブのことを中心に書いており、たんぼぼ教室から学校に就学する部分の連携について、学校との連携を図っていることを記載したほうが良いというご意見を前回いただき、「学校や関係機関と連携を図り」と追記した。

委員長：障害者計画について、質問等ないか。引き続き障害福祉計画の説明を願う。

事務局：資料2より、障害福祉計画について説明。92ページ 第3編第2章1. 自立支援給付のうち、前回委員長からご指摘いただいた(1) 自立支援給付の概要について、重度訪問介護と行動援護の内容を修正した。(2) 自立支援給付の見込み量について、全体の変更点としては、平成29年度実績見込みの数値を今後7ヶ月で見込む予定と前回委員会で話をしたが、時期の関係で6ヶ月で見込んだ。95ページ 1 訪問系サービス 5) 重度障害者等包括支援について、前回ご質問をいただいたが、神奈川県に確認したところ、県内に事業所が1つもなく、重度障害者等包括支援事業所ができるという話はないこと、サービスが必要な人については居宅介護等のサービスを組み合わせて提供していることから、重度障害者等包括支援の見込みはゼロとした。99ページ 2 日中活動系サービス 4) 就労移行支援について、成果目標との数値の整合性、国の重点施策を勘案し人数を見込んだ。102ページ 7) 就労定着支援について、平成30年度から新しく始まるサービスで、まだ詳しい情報はないが、第5章障害福祉サービスの目標値のうち、126ページ 目標4: 福祉施設から一般就労への移行等の成果目標(B)に合わせて数値を見込んだ。104ページ 3 居住系サービス 1) 自立生活援助について、こちらも平成30年度から新しくスタートするサービスで、まだ詳しい情報はないが、現在町にあがっている声や施設入所者・入院中の人などの個々の情報から数値を見込んだ。105ページ 2) 共同生活援助について、国の基本指針うち「グループホームに第一の一の3」の文言がわかりづらいと前回委員長からご指摘をいただき、「地域生活支援拠点等」に修正した。108ページ 4 指定相談サービス 2) 地域相談支援（地域移行支援）について、平成27年度実績1人、達成率100%を実績0人、達成率を0%に修正した。110ページ 2. 地域生活支援事業(2)

地域生活支援事業の見込み量のうち 2)相談支援事業について、地域生活支援拠点と合わせて町に必要な機能を協議し、平成31年に基幹の設置の有無を有に変更した。114ページ 7)地域活動支援センター事業について、町外の人数を修正し、町内の地域活動支援センターが移転したことに伴い利用人数を増加して見込み直した。

事務局：資料2より、障害児福祉計画について説明。117 ページ 第3章 1. 障害児支援(1) 障害児支援の概要について、重度の障害等の状態にある障害児が、通所による児童発達支援を受けることが困難な場合、居宅において児童発達支援を提供する、という居宅訪問型児童発達支援事業を追記した。118 ページ (2)障害児支援事業の見込み量について、平成 29 年度実績見込みの数値は者と同じく 6 ヶ月で見込んだので、5 ヶ月との記載を 6 ヶ月にパブコメ前に修正する。119 ページ 1 障害児通所支援 2)放課後等デイサービスの、町の現状と実績について。平成 27 年に葉山児童デイ結、平成 28 年に葉山あけぼの園の 2 つが開設したということを追記した。また、平成 27 年度から平成 29 年度について、実績値も見込み量も増え方が一緒なので、大幅に利用者が増加していると記載することは矛盾すると、前回委員会でご意見いただき、「大幅に」を削除した。毎年、たんぽぽ教室からだいたい 5 人ずつ就学し、5 人ずつ放課後デイを利用する人数が増加すると見込んだ。見込み量設定の考え方について、「ある程度の」という表現を「手帳を取得し、サービスを利用できる」とし、「利用者は少しずつ増加することを見込んでいる」と修正した。120 ページ 3)障害児相談支援のうち、町の現状と実績について、いままで障害児のサービス利用計画は一つの事業所に依頼していたが、逗子に事業所が一ヶ所増え、横須賀で利用計画を作成する人も増えているため、「事業所は増えており、障害児支援利用計画を作成する事業所は一つの事業所に集中しないようにしています。」と修正した。新規の作成については今まで依頼していた事業所だけでなく、他の事業所に少しずつ移行している状況になっている。

事務局：121 ページ 第4章サービスの確保策は、前回計画に記載した確保策と大きく変更はないが、3)施設整備の方針について、各市町村単独で整備が困難なものについては、神奈川県も含めて整備の検討をしているため、こちらに「神奈川県」と追記した。4)サービスを利用しやすい環境づくりについて、自立支援協議会の中ではどこにどう相談していいかわからないということが、課題としてあがっている。そこを解決しなければならぬため「入口となる相談窓口をわかりやすくし」と追記した。

委員長：障害福祉計画・障害児福祉計画について、質問等ないか。

委員：障害児計画の、放課後等デイサービスの見込み量設定の考え方について、「手帳を取得し～」の手帳がさすものは療育手帳だと思うが、療育手帳がなくて受給者証を出ているケースが実はあるかと思う。手帳と書いたほうがよいのか、書かないほうがよいのか、「手帳」という言葉ではなくて「受給者証」に置き換える等ではどうか。レアケースだとは思いますが、ゼロではないので、言い方を手帳にしないほうがよい。また、児童発達支援の見込み量設定の考え方の「ある程度の対象者は」というのは、やはりあまり良い言葉ではない。放課後等デイサービスと合わせて文言を考えた方がよい。

事務局：まだ手帳の取得が判断できない2歳から3歳くらいの子供について、医師の意見書等で受給者証を作るケースもあるので、表現を考える。また、児童発達支援の「ある程度」という表現も放課後等デイサービスと合わせてパブコメまでに修正していく。

委員長：他にいかがか。

委員：今の説明にはなかったところになるが、82 ページ 基本目標 6 6-2 特別支援教育の推進について。小学校、中学校、学習指導要領が改訂され、これから移行期間、実施という流れになっている。その中で、学校教育は今、障害のあるなしにかかわらず、共に学ぶ「インクルーシブ教育」という言葉が盛んに使われており、現状と課題に「インクルーシブ教育」と入っていると良い。主旨としては、素案の現状と課題のままだが、「インクルーシブ教育」と、学習指導要領で使われている言葉もここに反映させて、文章にしてみた。

「障害のある児童生徒については、自立を目指し、障害による学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するために、適切かつ効果的な指導や必要な支援を行うことが必要です。内容については、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応し、さらに近年増加している発達障害（自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、学習症）などの障害の特性を踏まえ、障害のある児童生徒とない児童生徒が同じ場で共に学ぶ、「インクルーシブ教育」を推進していくことが重要です。そこで学校教育においては、すべての学校に特別支援学級、また町内に1つ通級指導教室を設置して、障害のある児童・生徒のニーズに対応した特別支援教育を実施しています。アンケート調査の結果には、障害のある子どもとない子どもが、幼い頃から地域の中で共に学び育つことの大切さが指摘されています。今後さらに「インクルーシブ教育システム構築」を目指し、特別支援教育をさらに推進していくことが重要となります。」インクルーシブ教育を小学校、中学校、また、これから高校も通級指導教室が始まるので、そういう中で生かして行きたいと思い文章を考えてきた、ご検討いただきたい。

事務局：お聞きした内容で、この現状と課題を修正していく。

委員長：主旨を変えず、今の変化に応じて言葉等を適切に修正したということであれば問題ない。

委員：主旨としては、障害のある者とない者が共に学ぶということで、変わっていないが、ぜひ、「インクルーシブ教育」と入れていただきたい。また、7 ページ 4. 計画の対象者について、発達障害者支援法に「注意欠陥多動性障害」とあるが、今は注意欠陥とは言わないので、そのあたりも一緒に文言を変えていただきたい。

委員長：そこは適切な言葉に修正していただきたい。他にいかがか

事務局：42 ページ 基本目標 6 共に学び共に育つ環境の整備について、細かい事業の全体の方向性を記載しているが、ここはこのままで良いか。「さらに」のところからが義務教育のところになる。

委員：主旨としては、すべての子供が共に学び共に育つ環境を整え、支援の充実を図るということだが、この文言のどこかに「インクルーシブ教育」と入れられるのであれば、ここはもう少し整理をしても良いか。

委員長：そこも、ご相談いただきたい。他にいかがか。それでは、122 ページ 第5章 障害福祉サービスの目標値以降を説明願う。

事務局：122 ページ 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行について、こちらは前回の素案から特に修正はしていない。124 ページ 目標2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について、この部分については、神奈川県の方針でも横須賀三浦圏域の近隣市で協議した部分になる。国指針より、市町村がやるべきことは、保健・医療・関係者による協議の場の設置をすることとなっており、市町村単独での設置が困難な場合には複数市町村による共同設置であっても差し支えないとなっている。近隣市と調整を図り、共同設置という形で考えて行きたいと、協議している。また、神奈川県で行っている事業との調整も図って行きたいとどこの市町も考えており、神奈川県及び近隣市との調整を図って協議の場を設置していくと記載した。また、目標の達成に向けての二つ目の●に「葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉計画・葉山町地域福祉活動計画と連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことの出来る体制作りを行い、個別のケースに応じて、相談支援事業所等を中心に、個々に必要な支援を提供していきます。」と記載しているが、132 ページ 第4編第1章 3. 地域ネットワークの強化をご確認いただきたい。そちらに(案) 現在図を作成中と記載している図は、高齢者福祉計画で使っている図になる。現在、高齢者福祉計画も改定作業を行っており、次期計画からは障害のある人もこの地域包括ケアシステムの中に組み込んで行く方向性で計画を改定している。高齢者福祉計画と連携し、この図の中に障害のある人が入ったイメージで、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの姿として現在図を作成し、その図を3つの計画と連携し構築していきたいと考えている。125 ページ 目標3 地域生活支援拠点等の整備について。前回計画から盛り込まれた内容になるが、先日の神奈川県の方針の中で、どこの市町も現行計画に定めた整備については進んでいないのが現状であり、次期計画からは連携して行っていきたいという意見が出た。国指針によると、障害のある人の地域での生活を支援する地域生活支援拠点又は面的な体制について、平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とするとなっている。神奈川県ではすでに各圏域に整備しており、神奈川県が整備した事業を各市町村で活用している状況だが、さらに、横須賀三浦圏域で必要な事業が何か、また、必要な機能を各市町で作っていくのか、近隣市と連携して作っていくのかについて、圏域の自立支援協議会でこれから協議していく。また、神奈川県が設置する事業の活用と近隣市との連携以外にも、町の中で必要な機能を整備しなければならない。地域生活支援拠点の中核になるのは、基幹相談支援センターであり、相談支援体制が中心となって、地域生活支援拠点の調整を図っていくというのが基本になる。基幹の機能は、専門的な相談、各事業所との連携、相談支援専門員の育成と、すでに各事業所で取り組んでいる内容もあるため、基幹相談支援センターとしてきちんと機能を持たせるべきと考えており、地域生活支援拠点の整備と併せて基幹相談支援センターを設置していくと記載した。126 ページ 目標4:

福祉施設から一般就労への移行等について。一般就労への移行者数の目標値になる。総合支援法の改正より、今後は就労支援に力を入れていく状況の中で、実績ベースの積算でいいのかと、前回委員会でのご意見を受け、再度検討した。一般就労者数は変更していないが、就労移行支援事業所を利用する人を増やし一般就労に移行するとして②平成 32 年度中に就労移行支援事業を利用する人の数 (E)【目標値】平成 32 年度末「就労移行支援」事業利用者数を前回 5 人から、6 人に修正した。④一年後の職場定着率について、就労定着支援の詳細な内容が掴めていない中での設定になるが、この項目については年度ごとに設定をなさいと、国指針にはないが Q&A にあったため、年度ごとに 8 割と記載している。平成 30 年度については一年後の職場定着率になるため率が出ないため、平成 31 年度から記載した。

事務局：128 ページ 目標 5 障害児支援の提供体制の整備等について。4 項目の目標を国指針や神奈川県のお考えに基づいて示している。1 つ目に平成 32 年度末までに、児童発達支援センター 1 ヶ所の設置を目指すこと、2 つ目に平成 30 年度末までに保健・医療・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を進めること、3 つ目に平成 32 年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を進めること、4 つ目に平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援や放課後等デイサービス事業所を 1 ヶ所の確保を目指すこと。この 4 項目の目標の(1)から(4)に対応し目標の達成に向けて(1)から(4)に記載している。1 つ目については、町直営の療育支援施設たんぽぽ教室があるが、今は就学前の子供の療育を行っており、その機能の強化や、また、逗子市も新しく療育センター、療育支援の事業所を作っており、事業所の広域利用を検討していく。2 つ目については、町には発達支援システム会議があり、学識経験者やドクター、本委員会にご参加いただいている事業所の方もこの会議の委員となっている。発達支援システム会議と自立支援協議会との連携を検討していき、会議の場を協議の場とするよう検討をしていく。3 つ目については、保育所等訪問支援事業は今、町としては行っていないが、専門職が町内の保育園・幼稚園に出向いて助言や支援を行う巡回相談というのを年 1 回、各園を 1 回ずつ回る事業がある。地域支援を行っている中で、保育所等訪問支援をできる構築を目指していく。4 つ目については、重症心身障害児を支援する児童発達支援と放課後等デイサービスの事業所を確保できるように、近隣の事業所と連携し、情報収集しながら事業者の参入を促していく。

委員長：第 4 章サービスの確保策では、前回委員会では出ていなかったところも色々あるが、ご意見等いかがか。

委員：目標 5 について、目標が 1 つ目から 4 つ目までであるが、国指針の主旨では平成 32 年度、平成 32 年度、平成 32 年度、それで平成 30 年度の順になっているが、目標は平成 32 年度、平成 30 年度、平成 32 年度と間に平成 30 年度が入っている。この順番はあえてこの形にしているのか。

事務局：特に意識していなかった。読みやすいよう順番を合わせ修正する。

委員長：他にいかがか。

委員：目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、長期入院の人の地域生活への移行を可能にするための目標になる。市町村だけでなく、県でも各保健福祉事務所でこの協議会を設けるように、いま検討している。先ほど、横須賀三浦地区の圏域で近隣市と調整していくとのことだったが、これは、横須賀・三浦全部の市町村という形で進んでいるのか、それとも、単独でやるところもあるのか、現時点の状況を教えていただきたい。

事務局：まだ各市町も明確なイメージが作れていないというのが現状だが、ご相談させていただきたいことはある。保健福祉事務所で精神障害のある人の連絡協議会が開催されており、目標2の協議会に必要なメンバーである、医療機関、各事業所、各市町村がすべてこちらの連絡協議会に集まっている。神奈川県の方では、市町村の精神障害に関する協議の場については、市町村協議会の活用が想定されると書いてあるが、自立支援協議会の中には医師が参加している部会はなく、また、自立支援協議会を活用するためには部会を設置すべきだという県の考え方もある。差別解消法の協議会の役割も自立支援協議会で担う市町村が多く、どこの市町も今の自立支援協議会の活動自体が手いっぱい状況であり、この状態でさらに部会を新たに設置しなければならないと負担が大きいと、どこの市町も考えている。そのため、今ある協議会を活用すると、想定されるものが、その連絡協議会しかなく、そちらを活用できないかと近隣市町では考えている。ただ、保健所管内となると、鎌倉市が入るが、自立支援協議会の圏域だと鎌倉は藤沢の圏域に入るため、もう少し具体的に近隣市で協議していく必要がある。

委員：目標2の協議会については、県と市町村、両方で設置するとなっており、保健福祉事務所でも今ある協議会を利用して、付け加えるのか、また別に行うのか、設置のあり方は検討中だが、やらなければいけない。それとは別に市町村でも設置するという国の指針になる。県と市町の協議会を合体して設置していいかについては、今後の検討になる。保健福祉事務所としては、まだ考えていなかったが、そういう意向があるということはわかった。

事務局：神奈川県が設置する目標2の協議会には、各市町がメンバーに入っている。また、市町レベルでは共同設置をしたいと皆考えている。そうすると、同じ協議会が2つ出来てしまう。神奈川県が主催した会議では、本庁と保健福祉事務所も参加していたので、会議を1つにできないかという話は出たが、検討していく必要があるというところで今は終わっている。

委員：本当に全部の市町が共同で設置したいとなると、保健福祉事務所で設置する協議会と同じ協議会になる。メンバーも重なり、あまり意味がなくなってしまうため、今後検討しなければいけない。

委員長：他にいかがか。

委員：就労の部分に関して、41 ページ 基本目標5に「障害のある人が自立した生活確立するためには、「経済的安定」が必要不可欠であり、「就労」に対する取り組みは、特に重要なものと考えられます。しかしながら、雇用の場が限られていることや雇用する側の障害理解による適切な

職場環境の整備が十分でないこと等により、働きたいという意向と能力があっても、就労に結びついていないのが現状です。」とすごく悲観的というか、なぜ扉を閉めてしまうのだろうという感じがする。次に「障害者雇用についての啓発活動を行い、身近な地域の中で働きやすい環境づくりに取り組みます。」と記載されているが、取り組めるのかなと、すごく疑問を持っている。126ページ 数値目標を5人としているが、いま、地元だけではなく遠隔地、10月に葉山町から2人、横浜の金沢区に就職している人がいる。ここから遠いからとか、ここに事業者がいらないから無理だという後ろ向きの考え方ではなく、この福祉計画はもっと前向きな、明るい計画にすべき。横須賀でも大楠に住んでいる人が朝の5時半に起きて東京の方まで行っている人もいる。本人も親も大変だと思うが、地域の支援団体の方もいるので、そういう方たちの力を借りながら、その人は今働いて正社員になっている。本人の希望を聞き、本人の意向に沿うような形で援助をする。それが支援団体か町かわからないが、希望を持たせるような書き方というのが出来ないのかな、というのが率直な考え。例えば、就労時間が早ければ遅くしてもらうように、支援団体と交渉をしてもらうとか、後は場所的なものも考慮してもらうとか、働く場所は近くにいっぱいある。もう少し前向きにやっていただきたい。

委員長：基本目標5、特に、しかしながら～の現状認識の書き方が悲観的なのではないかと。

委員：本人たちはどんどん外に出ていこうとしている、先ほど言った2名も横浜に行っている。そういう人たちもいるということを踏まえて、もっと背中を押してあげるような事業じゃないと意味がないのではないかと。5人就職できるのかというのがすごく不安である。

委員長：76ページ 現状と課題にも文章があるが、そこはいかがか。

委員：必要性については記載されているのでは。

事務局：基本目標5について、「地域の中で働きやすい環境づくりに取り組みます」と記載しているが、76ページ 現状と課題の部分のように、もう少し広い視野で、外にも目を向けた形の記載に変えていく。重点施策2に、「求人が近隣では少なく、遠方の求人では通勤が困難、企業や町、地域の連携による就労に関わる支援体制の構築が重要といった指摘があり、障害のある人の適性に応じて多様な働き方ができるよう」と記載しているが、このようなイメージで基本目標5を修正していきたい。

委員：葉山町だけで考えないで、圏域として、鎌倉、三浦、横須賀にも団体や組織がある。そういうものを活用しながら町民の方の就労を援助していく形にしないと、町だけで抱えることは大変、また、支援団体がそれだけあるかということないと思うので、圏域で考えて行っていくべき。

委員長：そういった方向性で文章を工夫できるか。

事務局：工夫する。

委員長：他にはいかがか。

委員：128ページ 目標5の文言について、その前の障害者の目標と書く人が違うからだとは思いますが、どう考えても「検討します」や「目指します」など現実にやれるのかな、というクエスチョンがつくような書き方なので、もう少し現実にこうなっていく、という事がわかるような書き方の方が良い。これを読んで障害を持っている子供の親たちが、検討していく事に、目指していく事に、安心するかな、というのを感じた。

事務局：目指します、と進めます、の語尾の違いを、一番上に示しているが、今いただいたご意見は、目標の達成に向けての「検討します」というところが、気持ちが弱いのでは、ということか。

委員：現実には検討していただければよいが。ただ、前の方の文章と書き手の方が変わるとニュアンスがかわるなど。

委員長：確かに慎重な書き方になっている。

事務局：目標 1 から 4 と書き方を合わせ、パブコメまでに修正する。

委員長：他にはいかがか。

委員：児童発達支援センターについて、たんぽぽ教室の強化や、逗子市の療育に葉山の子たちが利用できるように進めていきたいと考えていると思うが、現実的にどうなのか。センターはハードルが高く、その躊躇感が非常に出ている。実際、逗子の療育も他地域は受け入れないということを厳しくいっており、そこをどういう風に風穴開けて、逗子の療育にも食い込んでいくのかというのは、私も興味があるが、その辺りの弱い気持ちがこの言葉になってしまっているのかなという心配がある。具体的にセンターや、重心の支援など取り組んでいくお気持ちはあると考えてよいか。

事務局：気持ちはある。ただ、相手との交渉や、また、今たんぽぽ教室は就学前の子供しか預かれない施設になっている。児童発達支援センターは、一つの建物があって、センターの中に就学前と就学後の子供たちが一緒に療育をし、かつ、保育所等訪問支援事業所の機能を全部持っているのがセンターとなる。例えば、逗子の機能を見ても、センターという機能は持つが、療育の部分は委託し、相談機能や心理相談は直営で、というやり方もあるようなので、実際に葉山町に今ある施設の中でそれが出来るか、今の時点でセンターを立てて全部の機能をそこで持ちますという事はなかなか言い切れないため、このような書き方になっている。

委員：この文章の書き方はやはり行政の文章の書き方。福祉計画の中で作れる根拠があるのならば、作る。それで、福祉計画の総括の時にこれはこういう方向で変更しましたとか、これは、こういう理由で出来ませんでした、ときちんと報告すればよいことであって、出来ないものを最初から目指しますというのは少しおかしい。出来るか出来ないか、やるのならやる。それで最後に総括をするというのが本来のやり方ではないか。

委員長：国も設置することを基本としている。強制力ということではないだろうが、最善を尽くして取り組むと。

委員：今、計画の在り方という話になっているが、目標 5 の児童発達支援センターの考え方に関して、国の研修などでも市町の規模によって作り方が違うという報告がされている。中核市や政令指定市になると、まずは様々な人材が動かしていけるようなシステム作りをして、システムありきで動いていくほうが、切れ目がなくなるといって報告。小規模の市町については、システムを作っても人材が育成されなければ結局動かなくなってしまうという報告。町での発達支援システム会議も、残念ながら「こん葉°す」というツールを作ったところで止まっている気がする。発達支援システム会議のなかでも発言したが、どうしても行政からすると、システムを作りました、仕組みを作りましたという成果に重きを置きがちだが、乱暴な言い方をすると、小規模な市町だとスーパー保健師 3 名いた方が円滑に回ってしまうという報告が国の研修等でされている。こういうところに会議を作ります、

仕組みを作りますという書き方になると、センターを作れたか作れなかったか、作れなそうだから目指すという書き方をしようということになるが、システムを動かせる人材を育てていきますという書き方にしていけば、非常に前向きで、具体的かつ葉山に合ったものになるのでは。

委員長：非常に具体的にご提案いただいたが。

委員：付け加えて、たんぼぼ教室の機能面、施設面として未就学の人を対象とお話があったが、例えばたんぼぼ教室に保健師やST、OT、PTが入ることがあれば、そのたんぼぼ教室の保健師と学校のスクールカウンセラーや特別教育コーディネーター等との連携など、システムではなく、人と人との連携によってものが動いていけば、「こん葉°す」を書かないから途切れてしまうということはない。そこを動かす人材と人材のしっかりとしたつながりを作っていっていいだろうか。例えば基幹相談支援センターに関しても、基幹相談支援センターと地域包括ケアシステム、は非常にリンクしてくる話だが、センター置く、事務所置くという話よりも、基幹相談支援センターを担当できるような人材をどうやって見つけてきて、どうやってお金を使って育てていくか、その人と高齢福祉、精神保健福祉、と有機的に一緒にやっていけるか、そういう機能づくりのほう大切なのかなど。システムや建物づくりではなくて、機能、動かしていく人材づくりというところを、少し明確に出されてはどうか。

委員長：目標達成に向けてのところで、今のご意見など取り入れて、少し加えてくよう検討をして欲しい。

委員：もう一つ、精神科からの長期入院の患者の地域生活の移行について、厚木市や県央の方で行っている取り組みがある。そちらの方は結構家賃が安いらしく、住宅施策と福祉が結び付いて、移行を進める取り組みをしている。地域移行と言っているが、病院のベッド数減らしとも言い、地域の基盤がなくて病院のベッド数減らしをしても、再度居場所がなくなってしまう事もある。地域の居場所、地域の住む場所づくりが今抜けていると、全国的に言われている。そういうところも福祉だけで考えるのではなく、住宅施策や不動産と一緒に考えたり、成果を出しているところの事例も参考にできると、机上の空論にならずに済む。

委員長：124 ページ 目標の達成に向けての中に、住む場所の確保策があれば具体的でよいのではとのことだが、いかがか。

事務局：目標2の国指針については、市町村は協議の場を設置しなさいとなっているため、そこを中心に内容的には盛り込んだが、目標の達成に向けてのところに、協議の場を通して住宅施策についても検討していくというような内容の記載ではいかがか。

委員長：良いと思う。

委員：先ほどの議論の流れから言うと、他の委員からの意見も、検討の場が大事なのではなくて、検討する内容について、中身が見えてくればいいんじゃないかという意見だと思ったため、私も発言させていただいた。

委員長：大変わかりやすかった。

副委員長：先ほどから、124 ページの目標について議論になっているが、整理させていただ

きたい。目標 2:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というのは、長期入院患者で地域移行する人が対象か。私は違うように解釈していたのだが。下の文章を読むと、精神障害の方全般に地域包括ケアシステムが必要だというような文章に読める。私も意識としては全般に必要なだという思いでいたのだが。先ほど説明の時に、132 ページ 地域ネットワークの強化に触れられた。その中に目標 2 が入るようなイメージとのことであったが、退院して地域移行する人だけが対象になるとしたら、特定の人だけの包括システムがここに加わるようなイメージに取ってしまったのだが。国や県や市町村で協議する地域包括ケアシステムというのは長期入院の人が対象のものなのか。

事務局：目標 2 は一年以上の長期入院患者が対象になっている。ただ、町として目標 2 に地域包括ケアシステムの図を載せなかったのは、地域包括ケアシステムは全部を対象にしているから。例えば目標 2 を達成していくために、地域包括ケアシステムを活用していく。目標 2 は長期入院患者が対象となる。

委員：基本的に地域包括ケアシステムの対象は長期入院患者だけでなく、たまたま目標 2 では、精神障害の長期入院患者に焦点をあてて、目標設定をしているということか。

事務局：はい。

副委員長：先ほどから、計画の文言の後ろ向きな感じが色々言われているが、障害者の法律も平成 30 年に色々変わる。その国指針が、1 月にならないと出てこない、具体的なところが見えないと、新しいことに関しては断定的なところと言えないという事はわかる。今回、とてもよかったと思うのは、精神障害の家族会に加入している人は 7 割の人が在宅でいる。青い麦の会という鎌倉・逗子・葉山の家族会には 80 人おり、その 7 割というのだいたい 60 人近い方々がまだ在宅でいる。葉山もおのずとその割合で在宅の障害者の人がいると考えたときに、前回委員会で、地域の中で安心して暮らせるように、その人が選んで、別に事業所に行かなくても暮らしていけるような地域になってほしいと、提案されていた。基幹相談もその一つだが、新しく自立生活支援事業など、色々な法律が新しくできていくが、それらについて、詳しくは書けないが、「地域包括ケアシステム」という言葉の中にいろんなことを含めているのだということが、とてもよくわかった。将来は希望が持てる新しい取り組みがなされていくのではないか。

事務局：目標 2 が精神障害の長期入院患者、目標 1 が福祉施設入所者、というように目標ごとに対象が特化している。目標 1 については、入所者が地域移行するにあたり、123 ページ 目標の達成に向けて「平成 30 年度より新たに開設される自立生活援助を活用し」と、ここには自立生活援助のことを記載している。また、目標 3 は対象が広い範囲になり、障害者本人の高齢化、重度化、親御の高齢化などを見据えて、自立生活を援助する目標になっている。それぞれ対象はバラバラだが、基本的に目標 1、目標 2、目標 3 については、地域生活を支援するための目標値で全般的に見るところになり、すべてにおいて、基幹相談支援センターの設置というのが必要にな

ってくる。町としても基幹にどのような機能を持たせるかというのは、自立支援協議会などで意見をいただきながら、町の中に必要な基幹の機能について、平成 30 年度以降協議を進め、早くも平成 31 年度の設置、遅くても平成 32 年度には設置し、目標を円滑に達成できるような体制を整えていきたい。

委員長：他にいかがか。

委員：先ほど人材の話が出たが、121 ページ 1) 専門的な人材の育成と確保について、町域全体での人材の育成と確保ということはわかるが、「社会福祉士や保健師、精神保健福祉士、手話通訳者など、障害福祉に関する専門職員の育成や確保」と書かれていると、どうも行政の職員を指しているのかなと思ってしまう。「職員」という書き方がいいのか悪いのかは別として、少し書き方を変えた方が良い。

事務局：題名のように専門的な人材の育成と修正する。

委員長：他にいかが。それでは第 4 編 計画の推進体制、第 5 編 資料編について、説明を願う。

事務局：第 4 編 計画の推進体制の 1. 計画の周知と住民の理解促進と 2. 庁内における進捗評価の体制については、引き続き今までのやり方を継続していく。132 ページ 3. 地域ネットワークの強化について、これからは地域の力や、連携を強化し、計画の実現に向けて取り組んでいくということで、高齢者計画と地域福祉計画との連携、町としての地域包括ケアシステムの考え方をこちらに記載した。4. 計画の点検・管理体制と 5. 国・県との連携について、前回計画から PDCA サイクルを取り入れ、自立支援協議会の中でも、計画の進捗状況についてご意見をいただいているが、その仕組みは次期計画においても取り入れていきたいと考えており、継続ということで前回の計画と同じ内容で記載している。第 5 編 資料編について、1. 葉山町障害者福祉計画策定委員会規則について、第 2 条第 3 項児童福祉法の法番号を修正した。2. の委員会委員名簿についてはこれから修正が入る可能性がある。139 ページ 3. の計画策定経過について、最終的に 2 月段階で経過に即して修正する。現時点では、自立支援協議会の動きが後半入っていないため、追記させていただく。

委員長：事務局からの説明は以上になるが、質問等いかがか。

委員：今、私共でグループホームの運営をしているが、短期入所もある。全般的に見て短期入所に触れるところがすごく少ない。今年、ジャストサイズ堀内を動かしてから、短期入所を新規に使いたいという、お話しをいただく機会は増えてきているが、全員どうぞと言えてない部分もある。グループホームは入居者の高齢化や、家族の高齢化など書かれている通りで、今後、どういう対応が必要かという検討をしなければいけない。一方でグループホームにはまだ入れたくないが、適度に親子の距離感を作るという意味での短期入所は、思っている以上に比重は重く、具体的な方策がない。そのあたりをもう少し、重きを置いておくような記載もあっても良い。103 ページ、123 ページあたりに短期入所という言葉が出てくるくらいで終わっている。地域の生活、もしくは家族での生活を維持していくための一つの方策としての短期入所というのは、需要が高まっている。家族がかな

り使いたい、頼りにしているという気はするが事業者があまり応えられていないという実態もある。そのあたり、何か記載を入れられるのであればお願いしたい。

委員長：事務局いかがか。

事務局：グループホームについては、今年から新たにジャストサイズ堀内が開所し人数が増え、新たに入れる人も増えたが、実際に今現在グループホームに入りたい人が何人いるかという実態を相談支援専門員に様子を聞いたが、今すぐに入りたいという人はなかなかいない現状だった。ただ、やはり親亡き後や高齢化ということを考えると、グループホーム自体は今後も引き続き整備が必要であるということ、また、今は知的障害の方のグループホーム一ヶ所しか町内にはない状況だが、今後、精神障害のある人など、少し広い範囲で地域移行を考えるとグループホームについてはまだまだ課題があるため、重点施策として引き続き掲載している。グループホーム等の確保というところでは、町内に堀内は出来たけれども今後も必要であるということに記載した。短期入所については、103 ページで数値目標を設定している。支給決定の量はすごく多いが、利用率が低いことが町の課題になっており、その原因として、短期入所は、町外の施設が多く、町外の施設に入ったときに通所施設へ短期入所先から通うことが難しい現状にあるため、送迎の問題が利用率が低くなる要因の一つだと自立支援協議会中でも分析している。ただ、支給決定の量や、家族から短期入所のニーズは高い現状のため、見込み量の設定の考え方に、今後通所施設への送迎の問題を解消し、利用を促進した場合及び町内の短期入所の利用による伸びを勘案して推計しています、と記載し、今回の計画では短期入所の量を少し増やしている。実績の推計だと、実績は27年度が9人、28年度が7人、29年度が9人で、推計すると同じくらいの数値になるが、それに加えて、今後は問題の解消と、町内に新たに事業所が出来たことで、見込み量を30年度が11人、31年度が12人、32年度が13人と、少しずつ増やしている。

委員長：委員のご意見は、グループホームを活用しての体験を促進していった方が良いという事か。

委員：そういう事ではない。支給決定の量については、家族は短期入所イコール保険のような感じで、2日より3日、3日より5日となる。今回、実は逗子で緊急の対応があり、緊急であつてもなかなか利用ができないという事があった。グループホームの定住の中の一部屋が短期入所になるため、もともと定住者がいるという環境の中になる。短期入所は基本的にはだれでもOKなのだが、ただ一方で定住の人たちの共同生活がある中のため、どうしてもそれなりの制約と言うか、枠を決めざるを得ないところもある。本当の意味での緊急や、本当の意味での誰でも良いというわけにはいかない中で、私たちも動かし方というのをもう少し検討しなければいけない。もう一つは実態として私たちしかないという問題も同時にある。送迎の問題もあるが、町としても短期入所というものが、地域の生活を保障するための一つのツールの中では、かなりウェイトが重くなって来ている事態を重視し、実際の動かし方も検討していくというところを、今すぐに具体の施策にとい

うことにはならないと思うが、イメージを持っていただきたい。先ほど言った体験でというのは別の話になるが、利用者がいて初めて報酬が発生する仕組みなので、緊急のために短期入所の事業指定を受け、空けておき、利用率がゼロとなると収益率がゼロになるため、ある程度利用がないといけない。ただ利用があると緊急の時に対応することが難しい、と相反する実態がある。具体的にこうすべきだという事はまだ言えないが、ただ一つ言えるのは、家族の生活、地域の生活の中では、ずっと家族から離れるのだけが方法ではなくて一時離れるということも、ものすごく大事な役割であり、それを今担っているのは短期入所であり、そのこの部分の認識をうまく反映していただきたい。

委員長：とても重要なところである。

委員：短期入所の利用率で、短期入所の事業所が町内だけでまかなえず、近隣市の短期入所を利用したときの通所先へ足の問題について、どうして足の問題が出るのかというと、通所事業所は送迎の加算をとっている。送迎の加算をとる際には、基本的には自宅に送る、短期入所先に送るという時には勘案してOKをもらえればよい。ただ、そこには時間とコストのバランスがある。例えば、5分先のグループホームに送迎する際はそれでいいが、短期入所先が町内にない時、横須賀や三浦の方まで行っている人もいる。そうすると行き帰りで2時間かかる。でも、送迎の加算の単位は一緒。それが原因で地域の生活が出来なくなるのであれば、そこを補ってあげる計画が必要で、全体的に見れば本来だったら安く上がる。問題の急所になっているところをおさえ、例えば町が独自に加算を付ける、どうしても必要な市外への送迎に関しては町独自の加算をつける。それは年何回もなく、それだけで通所の事業所は送迎をするコストと時間をとることが出来る。500円で2時間の送迎をすることは、通所事業所は出来ない。例えばそこに、移動支援と同等くらいの加算があれば、そのかたは入所せずに済むかもしれない、短期入所で済むかもしれないとなれば、それは地域生活を支援するということになる。また、緊急の場合、これも本当に年何回もある話ではないが、グループホームへの定住入所5床プラス短期入所1床というのが、湘南の風で行っているタイプの短期入所になるが、短期を回していないと、事業所としては苦しい。緊急時を補うためにあるのが地域生活拠点である。ただ、拠点を作るためには、今ある既存のグループホームの機能を借りることになる。各市町で拠点作ったところの中には、一年分一床借り上げてしまうという市町もあった。一年分借り上げるから、いつでも使える。その代わり事業所としては断れない。あとは、やはりそれは費用がかかるということで、一泊緊急で受け入れたときには通常の何倍かの単位を出すという、臨時利用に対して大幅な加算をすることでベッドを確保するところもあった。拠点を作る際、それから今ある既存の短期入所等を併存していく事を考えた時に、緊急の事案というのがどれくらいあったのかという調査と、緊急の事案をどうやってやり過ごしたのかという調査が必要。緊急の事案が5件あり、例えば一床10万出す時は50万と予算が出てくる。予算を立てていく事で、実際に出来

るのか出来ないのかという判断をしていくとそれは施策につながっていくのではないか。また、親亡き後に対して拠点が何かできるかという、拠点はやはり緊急時だとか、火事場に何とか一時しのぎであって、親亡き後を拠点でどうにかしようというのは多分無理なのではないか。平成 30 年度の法改正では介護保険の事業所も障害福祉に歩み寄り、障害福祉のほうも介護保険に歩み寄る、という施策が出てきている。福祉計画の進捗を来年見直す時に、こういうところはもう一度盛り込むかどうかなど検討をされると良い。

委員長：短期入所や拠点の整備のあたりに少し追記できるか。

事務局：実際に地域生活支援拠点等の整備については、125 ページに記載したように圏域の市町村でまずは横須賀三浦地区に必要な機能は何なのか洗い出しをするという話になっている。拠点の機能自体が 5 つくらいあり、その中に緊急的なショートステイというものがある。当然、今後協議をしていく中で緊急ショートというのはどこの市町村も必要という話が出てくると思う。それを各市町村が単独で対策をとってくのか、もしくは単独では無理なので、横須賀三浦地域の中で取り組んでいくのかについてこれから協議していく。この、目標と達成に向けてのところに、拠点の整備に必要な機能としての緊急ショートを取り扱っていくと追記するのが良いかと。これからどんな機能を葉山町として必要としていくかというのを協議していくが、必要な機能をこれから協議していき目標の達成に向けて、という形で追記していく。

委員長：具体的なポイントとして入れていくということで検討し追記してほしい。それでは、今後のスケジュールについて説明願う。

事務局：今後のスケジュールについて、本日の策定員会終了後、今日ご意見いただいた内容を素案に盛り込みパブリックコメント案として作成する。作成に当たっては事務局で必要な修正を行い、内容については委員長と事務局に一任いただきたい。12 月 6 日に議会に報告をし、そのうえで、パブリックコメントを 12 月 11 日から 1 月 9 日まで実施する。また、パブリックコメント実施後にはパブリックコメントで出た意見を 2 月の策定委員会の中でご報告し、どのような対応をするかご意見をいただき、最終素案として確定していく。

委員長：パブリックコメント案について、細かいご意見いただいた委員の方には個別に確認し調整することは必要かと思うが、事務局と私にご一任いただいて、2 月にご意見を伺うという形でよろしいか。（了承）

事務局：委員長より次回日程の提示を受け、調整を行った。

委員長：それでは、2 月 8 日木曜日の 10 時からということでよろしいか。

【閉会】

委員長：事務局か他にいかがか。それでは閉会とする。

<次回開催日> 平成 30 年 2 月 8 日(木)10 時から 12 時

